

平成31年3月5日

「平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置等について

将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保を目的として、国は、平成31年3月1日から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」といいます。）を引き上げました。

同時に地方自治体に対し、適切な価格での契約及び技能労働者等への適切な水準の賃金の支払等を促進するため、新労務単価の早期適用や新労務単価に基づく請負金額の変更等の措置を講ずるよう要請がありました。

これを受け、東京二十三区清掃一部事務組合において、新労務単価に係る特例措置等の実施について下記のとおり定めましたので、お知らせします。

記

1 措置の内容

工事請負契約のうち、以下の場合において新労務単価を適用していない場合は、一定条件により新労務単価を適用した設計金額に基づく契約金額に変更することができます。なお、変更協議の請求方法は、所定の様式により書面で行うこととし、本組合の協議と請負者の承諾により契約変更が成立します。また、当該工事の技能労働者に適切に労務単価の上昇が反映されたことを証する書類の提出が併せて必要となります。

- ① 平成31年3月1日以降に契約した工事請負契約案件
公共工事設計労務単価特例措置の実施
- ② 工期が平成31年3月1日をまたぎ、残工期が2か月以上ある一定の工事請負契約案件
インフレスライド条項（工事請負契約書第24条第6項）の適用

2 変更金額の算出方法

上記①の特例措置が適用される場合、新労務単価を適用して積算した工事予定価格に落札比率を乗じた金額と、当初契約金額との差額を契約変更金額とします。

上記②のインフレスライド条項が適用される場合、基準日（請負者からの変更申請日、又は申請日以降14日以内の日）時点での工事出来高を確定し、以降の残工期間が2か月以上ある場合、請負者は、新労務単価を適用した変更後残工事金額から変更前残工事金額を引いた差額のうち、変更前残工事金額の1%を超える金額をスライド額とします。

3 契約金額変更の協議請求期限

上記①の特例措置の請求期限は、平成30年度契約であれば工期末日より5日前（土日、祝日等を含む。）まで、平成31年度契約であれば、契約締結後2か月以内です。

上記②のインフレスライド条項適用の請求期限は、工期末日より2か月前までです。

問い合わせ先：東京二十三区清掃一部事務組合
総務部契約管財課契約係 直通 03-6238-0667